

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3026号及び第3027号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3026号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当ではなく、一部を開示すべきと判断しています。

答申第3027号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「・横浜特定複合観光施設設置運営事業基本協定書（案） ・横浜特定複合観光施設設置運営事業実施協定書（案） ・横浜特定複合観光施設設置運営事業事業用定期借地権設定契約書（案） ・横浜特定複合観光施設設置運営事業事業条件書 ・横浜特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画（案） ・関連資料集」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3026号】

- (2) 「住民異動届（特定年月日付）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3027号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3026	令和3年4月20日	令和3年5月14日	令和3年8月4日	令和3年10月29日	個人	市長
3027	令和3年11月4日	令和3年11月18日	令和3年12月10日	令和4年1月17日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3026	「横浜特定複合観光施設設置運営事業基本協定書（案）、横浜特定複合観光施設設置運営事業実施協定書（案）、横浜特定複合観光施設	<p>全部非開示</p> <p>-----</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報</p>	一部を開示すべき

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会の結論
3026	設置運営事業事業用定期借地権設定契約書(案)、横浜特定複合観光施設設置運営事業事業条件書、横浜特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画(案)、関連資料集(以下「本件審査請求文書」という。)	公開条例」という。) 第7条第2項第6号に該当 <p>特定複合観光施設区域の認定については、特定複合観光施設区域整備法で「認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと」と規定されていることから、他都市との間で国から認定を受けるための競争関係が生じているところ、本件行政文書は本市が独自に作成した文書であって国から認定を受けるための基礎となる文書であることから、これを公にすると競争関係にある他都市から参考にされ、本市の競争上の地位を害するおそれがあり、国の認定を受けて特定複合観光施設区域を整備するという事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	
3027	「住民異動届(特定年月日付)」(以下「本件保有個人情報」という。)	一部開示 <hr/> 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。) 第22条第3号に該当 ・窓口に来た方の氏名及び連絡先 (本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3026	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、旧情報公開条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《特定複合観光施設設置運営事業について》</p> <p>特定複合観光施設は、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年法律第115号)により位置づけられた施設である。</p> <p>特定複合観光施設を設置するには、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「整備法」という。)第9条第1項の規定に基づき、その設置運営事業等を行おうとする民間事業者(以下「設置運営事業予定者」という。)と共同して区域整備計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けなければならない。認定基準の一つとして、同条第11項第7号において「認定区域整備計画の数が3を超えることとならないこと」が定められているが、本件開示請求当時、横浜市を含め4つの候補地で認定申請を検討していた。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜特定複合観光施設設置運営事業基本協定書(案)(以下「文書1」という。)、横浜特定複合観光施設設置運営事業実施協定書(案)(以下「文書2」という。)、横浜特定複合観光施設設置運営事業事業用定期借地権設定契約書(案)(以下「文書3」という。)、横浜特定複合観光施設設置運営事業事業条件書(以下「文書4」という。)、</p>

答申 番号	判断の要旨
3026	<p>横浜特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画（案）（以下「文書5」という。）及び関連資料集（以下「文書6」という。）であり、これらの文書の内容は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 文書1について 文書1は、整備法第13条第1項に規定する実施協定（以下「実施協定」という。）及び特定複合観光施設設置運営事業（以下「IR事業」という。）を実施するための契約を締結するために必要となる、横浜市と設置運営事業予定者の義務を定めた協定書の案文である。設置運営事業予定者が設立する特別目的会社の条件や実施協定締結のための履行確保策が定められている。</p> <p>(2) 文書2について 文書2は、実施協定の案文である。実施協定の内容は、整備法第13条第1項各号に掲げる事項であり、横浜市のIR事業を実施するための体制や実施方法に関する事項など、具体的な事項が定められている。</p> <p>(3) 文書3について 文書3は、横浜市と設置運営事業予定者との間で締結する事業用定期借地権設定契約書の案文である。同契約書には、借地権の存続期間や貸付料に関する事項など、IR事業用地を定期借地するための詳細な諸条件が定められている。</p> <p>(4) 文書4について 文書4は、IR事業に関して要求する最低水準等を示すとともに、事業内容等についての理解を深め、より具体的な検討のための技術資料を提供するものである。横浜市のIR事業における参加資格審査を通過した者（以下「参加資格通過者」という。）は、これを踏まえて提案書を作成することとされている。</p> <p>(5) 文書5について IR事業が円滑かつ確実に実施され、長期にわたり安定的・継続的な運営が確保されるよう、横浜市ではモニタリングの仕組みを導入することとしている。文書5には、モニタリングの枠組みに関する基本的な考え方や詳細な手法などが記載されている。</p> <p>(6) 文書6について 文書6は、設置運営事業予定者を選定した段階での当該設置運営事業予定者との対話に係る議事録などを想定していたとのことであるが、選定がなされていない本件開示請求時点では作成されていなかった。また、その後、横浜市はIR事業から撤退したため、文書6は作成されていない。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》</p> <p>(1) 本件審査請求文書を非開示とした理由について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 当時の社会状況として、IR事業は、国策として始まった前例のないビッグプロジェクトであり、横浜市も、今後の人口減少を踏まえた税収確保の切り札として、市を挙げて取り組んでいた。また、整備法上、認定区域整備計画の数が3を超えないとされる中で、横浜市を含め4候補地が名乗りを挙げており、し烈な競争環境にさらされていたため、情報管理には細心の注意を払っていた。</p> <p>イ 本件審査請求文書は、区域整備計画作成の基礎とするため横浜市が独自に作成したものであり、公にすると、横浜市のIR事業の方向性が推測され、さらには、その情報を基に他の候補地がより優れた区域整備計画を策定する可能性も否定できなかった。</p> <p>そのため、開示により国の認定を受け特定複合観光施設区域を整備するという本件事業の遂行に支障が及ぶことが想定されることから、非開示とした。</p> <p>ウ なお、本件審査請求文書は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した参加資格通過者に対してのみ配付する等、厳格な管理をしていたものであり、一般的な事業</p>

答申 番号	判断の要旨																					
3026	<p>の募集要項等とは、全く性質を異にするものである。</p> <p>(2) 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>ア 当審査会において文書1から文書5までについて見分したところ、IR事業の実現に向けた横浜市の具体的な考え方や実施方法、要求水準、諸条件が示されており、横浜市独自のノウハウと見られる情報も含まれていた。このような情報が公開され、結果として他の候補地に知られた場合には、他の候補地における区域整備計画の参考にされ、横浜市の競争上の地位に影響を及ぼすとの実施機関の主張は、理解できるものである。</p> <p>イ また、これらの文書は、守秘義務に関する誓約をした参加資格通過者にのみ交付していることが、横浜市に提出された「守秘義務の遵守に関する誓約書」により確認できた。一般的な事業の場合には、募集要項等は公開されるのが通例であるから、一般的な募集要項等とは性質が異なるとの実施機関の主張は、首肯できる。</p> <p>ウ これらの文書には、本件開示請求以前に実施機関が公表している実施方針等の内容と重複する部分も含まれている。この点について検討するに、実施方針等は、その公表時点における横浜市の考え方を広く公表するために作られたものである一方、文書1から文書5までは、実際に設置運営事業予定者の選定手続に入るに当たり、ごく限られた参加資格通過者にのみ交付する目的で作成されたものである。</p> <p>つまり、これらの文書の性質は実施方針とは異なり、結果として重複する内容があったとしてもその全てを開示すべきとはいえないし、公にされた場合には、横浜市の競争上の地位が害されるおそれがあり、特定複合観光施設区域を整備するという事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書に該当することを理由に本件処分を行った令和3年5月14日時点での実施機関の判断は、基本的には理解できるものといえる。</p> <p>エ しかし、これらの文書のうち別表に示す部分（文書4については1枚目に限る。）は、既に公表されている文書名等が記載された表紙や協定を締結する際は当然に存在する当事者記載欄にすぎない。また、文書4の1枚目以外の別表に示す部分は、既に公表されている実施方針と重複する内容であって、あくまで概括的・総論的事項が示された一連の記載であり、横浜市独自のノウハウと見られる要素は含まれていない。これらの情報が公になったとしても、横浜市の競争上の地位を害するおそれはなく、本号柱書に該当するとはいえない。</p> <p>オ 文書6については、前述のとおり実際には作成されていないものであるが、旧情報公開条例第7条第2項第6号に該当するとして、存在していると誤解され得る理由により非開示とされている。文書6が存在しない以上、文書不存在を理由として非開示決定をすべきであったが、非開示決定は結論において妥当である。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表 当審査会が開示すべきと判断した部分</p> <table border="1" data-bbox="295 1619 1425 2110"> <thead> <tr> <th>行政文書</th> <th>該当ページ等</th> <th>開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書1</td> <td>1枚目及び2枚目</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>文書2</td> <td>1枚目及び2枚目</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文書3</td> <td>1ページ</td> <td>1行目から8行目まで</td> </tr> <tr> <td>11ページ</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文書4</td> <td>1枚目</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>2枚目</td> <td>1行目から10行目まで</td> </tr> <tr> <td>1ページから4ページまで</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table>	行政文書	該当ページ等	開示すべき部分	文書1	1枚目及び2枚目	全て	文書2	1枚目及び2枚目	全て	文書3	1ページ	1行目から8行目まで	11ページ	全て	文書4	1枚目	全て	2枚目	1行目から10行目まで	1ページから4ページまで	全て
行政文書	該当ページ等	開示すべき部分																				
文書1	1枚目及び2枚目	全て																				
文書2	1枚目及び2枚目	全て																				
文書3	1ページ	1行目から8行目まで																				
	11ページ	全て																				
文書4	1枚目	全て																				
	2枚目	1行目から10行目まで																				
	1ページから4ページまで	全て																				

答申 番号	判断の要旨		
3026		5 ページ	1 行目から44行目まで
		6 ページ	24行目
		7 ページ	17行目
	文書 5	1 枚目	全て
<p>※開示すべきと判断したのは、「横浜特定複合観光施設設置運営事業基本協定書（案）」等の当時既に公にされていた文書件名、「甲 横浜市 契約事務受任者 横浜市〇〇局長」等の当事者記載欄、遵守すべき法令として列記された「都市計画法」「都市再生特別措置法」等の法令名称等、横浜市のノウハウとはいえない部分です。</p>			
3027	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報保護条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《住民としての地位の変更等に係る事務について》</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第3条第1項では、「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定している。</p> <p>また、同条第3項では、「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない」と規定している。</p> <p>このような届出の正確性を担保するため、横浜市では、住民としての地位の変更等に関する届出の様式として「住民異動届」を定めている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人と世帯を同一にする者の住所異動に伴い実施機関に提出された住民異動届であり、窓口に来た方の氏名、連絡先、届出日、異動日、新住所、旧住所、新世帯主氏名及びその生年月日、旧世帯主氏名、異動者欄等の項目がある。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、本号の該当性について、次のように判断する。</p> <p>本件保有個人情報のうち非開示部分は、「窓口に来た方の氏名」及びその「連絡先」であり、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書について検討するに、世帯を単位とする住民票を作成している横浜市の場合、法第12条の規定により自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求することができる。住民票の写しに記載される事項は、法第7条及び第8条の規定に基づき住民票に記載される事項であるが、「窓口に来た方の氏名」及びその「連絡先」はこれらの事項に含まれておらず、住民票の写しには記載されない。したがって、本号ただし書に該当せず、また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>なお、審査請求人は、本件保有個人情報のうち「いままでの世帯主の氏名」欄の下欄の黒色部分についても開示を求めているが、当審査会は、当該部分は様式上元々黒色なのであって、黒塗りしたものではないことを確認した。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>		

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（行政文書の存否に関する情報）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881